

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(乳児にあっては、3日)を経過するまで(学校保健安全法施行規則第十九条)(2012年4月1日改正)

例えば、発症後2日目に解熱した場合



例えば、発症後4日目に解熱した場合

